令７－１９肢５

第１．肢の結論

正しい

第２．盗品等罪における親族間の特例の適用範囲

１．問題の所在

甲は，甲と親族関係にない乙から，甲の実父Ａが所有し，管理している自動車を乙が窃取したと聞いた。その上で，同車を運搬してほしいと依頼され，同車が盗品であることを知りつつ，乙が指定した場所まで同車を運搬した。

この場合，甲に盗品等運搬罪（２５６条２項）が成立するが，被害者Ａは，甲の実父である。

そこで，親族間の特例により免責されないか。２５７条の適用範囲が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

２５７条の親族間の特例が適用されるには，本犯の犯人と関係で，親族関係が必要である。

乙と甲の間に親族関係はないので，特例は適用されない。よって，免除されないので肢は正しい。

（２）理由

確かに，本件では，甲と被害者Ａとの間に親族関係がある。刑法には，法は家庭に入らずの政策理由から被害者との関係で，親族関係があれば特例が適用される制度もある（２４４条参照)。

したがって，本件のような場合でも，免責すべきとも思える。

しかし，不当である。窃盗などと異なり，盗品等罪の場合，被害者との関係は希薄である。

たまたま，親族関係があった場合，免責されるのは，偶然の事情が考慮されすぎである。

被害者の追求権が害されている以上，処罰をして刑法の目的を達成する必要がある。

２５５条の親族間の特例は，本犯との間に，親族関係があった場合，適法行為の期待可能性がないため，政策上認めたものである（いわゆる犯人庇護的性格)。

したがって，本犯との間で，親族関係があって，特例が適用されるのが相当である。

なお，被害者との親族関係は，免除ではなく，量刑等で考慮される事情と考える。

以上